ACSES ニュースレター_２２２１号（2021 年 12 月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇岐阜・各務原の工場で火災、けが人なし　ダクトの解体作業中<新聞報道>
◇燃料タンク投棄広がる不安、青森　米軍機、県や自治体が情報収集／燃料タンク、住宅 20 メートル　道路柵直撃、青森県知事抗議へ<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・駸々堂が賞味期限を偽装　京都の老舗、冷凍パン<Web 報道>
・パナソニック 住宅用インターホンで発煙事故 約 13 万台リコール<放送報道>
・「最強」PC ウイルス復活　エモテット、国内でも確認<Web 報道>
・学生の修士論文と表現 7 割同じ　「盗用」の教授に 3 年間の研修義務<新聞報道>
・三重大の賃金未払いに是正勧告　付属校教員 90 人、数億円か<Web 報道>
◇事故、事件の続報
○日大理事長、脱税容疑で逮捕
・日大理事長の田中容疑者、辞任の意向<Web 報道>／日大の臨時理事会、田中英寿理事長の辞任を承認<新聞報道>／田中理事長の退職慰労金を保留　日大理事会、「損害」の被害届提出へ／「あの説明は何だったのか」　学生らに残る不信感　日大理事長辞任<新聞報道>／日大への補助金交付、「厳正な判断が重要」　会見で文科相<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「労災支給決定等情報提供サービス」を実施します<厚生労働省>
・転勤拒否で解雇は適法、大阪地裁　NEC 関連の元社員が敗訴<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除<厚生労働省>
[大地震対策]
・大地震で帰宅困難「ヒールで足が…」通勤時に備えておきたいこと<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給規則
◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 318 号）<官報>
◇特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令（政令第 319 号）<官報>
◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則(厚生労働省令第 187 号)<官報>
[4] 安全衛生
◇事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 188 号）<官報>
[5] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>

天人草（テンニンソウ）

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.24 (2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[7] 温暖化対策関係
◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業省・環境省告示第５号）
◇生態系破壊で回復が不可能な炭素 1391 億トン　熱帯林や泥炭湿地〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ １件　　［調査結果］ １件
[9] その他省庁発表　　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇薬物関係：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇大地震で帰宅困難「ヒールで足が…」通勤時に備えておきたいこと〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇岐阜・各務原の工場で火災、けが人なし　ダクトの解体作業中
＜岐阜新聞　2021 年 11 月 29 日＞　https://www.gifu-np.co.jp/news/20211129/20211129-126469.html
２９日午後１時３０分ごろ、岐阜県各務原市鵜沼朝日町、市川金属精錬工場から出火、解体中のダクト内の一部を焼き、約２時間１５分後に消えた。当時作業していた解体作業を請け負った会社関係者３人を含み、けが人はいなかった。
各務原署によると、工場では金属加工を行っているが現在は解体中のため稼働していなかった。ダクトは全長３メートル、直径１メートル。当時は工場と、工場内から出るほこりなどを集積するサイロをつなぐダクトを解体中だった。出火に気付いた工場の従業員が１１９番した。署が出火原因を調べている。

◇燃料タンク投棄広がる不安、青森　米軍機、県や自治体が情報収集
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838571483185037312
青森県深浦町の住宅街などに米軍機が燃料タンクを投棄した問題で、県や関係自治体は 1 日、情報収集を続けた。現場付近の住民にも不安が広がっている。
米軍や防衛省などによると、米軍機は三沢基地（同県三沢市）所属の F16 戦闘機。飛行中だった 11 月 30 日午後 6 時ごろ、緊急事態となり青森空港（青森市）に着陸する前、燃料タンク 2 個を深浦町役場周辺の道路付近や岩木山（弘前市など）近くに投棄した。
青森県警は深浦町役場周辺の道路付近で、金属製の物体と燃料とみられる液体を発見。燃料タンクの可能性もあるとみて、物体や液体について詳細を調べる。
・燃料タンク、住宅 20 メートル　道路柵直撃、青森県知事抗議へ
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838571483185037312?c=39546741839462401
青森県で米軍機が燃料タンク 2 個を投棄した問題で、金属製物体が同県深浦町の住宅地から約 20～30 メートルしか離れていないところで見つかり、タンクの 1 個と確認されたことが 1 日、防衛省などへの取材で分かった。国道脇の柵が直撃を受け一部が壊れた。米軍は「（青森県の）岩木山近くの非居住地域に投棄した」と発表して

いるが、道路上では燃料も見つかっており、付近住民からは不安の声が上がっている。
　三村申吾知事は１日、県庁で記者団に「大変遺憾。米軍と防衛省に対して厳重に抗議したい」と語った。日本政府は米側に遺憾の意を伝えた。

◇その他の事故、事件

・駸々堂が賞味期限を偽装　京都の老舗、冷凍パン
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838781325868990464?c=39546741839462401
　老舗ベーカリー「進々堂」（京都市）が業務用冷凍パンの賞味期限を偽装して販売していたことが１日、同社への取材で分かった。健康被害は確認されていないという。
　同社によると、業務用冷凍パンの「ヨモギバンズ」など４種類、約 100 パックの賞味期限を引き延ばした。
　社員２人が２月、本社工場で複数回、賞味期限が迫ったパンの包装を開封し、新しい期限が記された包装に入れ直した。期限を約１カ月延ばしたパンもあった。
　同社ホームページや信用調査会社によると、1913 年４月創業。京都市内にパン販売店やレストランなど計 12 店舗を展開、ホテルなどに向けて業務用冷凍パンも手掛ける。

・パナソニック 住宅用インターホンで発煙事故 約 13 万台リコール
＜NHK　2021 年 12 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013370161000.html
パナソニックは、住宅用のインターホンで煙が出る事故が起きたとして、3 つの機種のおよそ 13 万台についてリコールを実施すると発表しました。
リコールの対象となるのは、住宅用のモニター付きインターホン「テレビドアホン」のうち、VL―MV の 18、20、25 の 3 つの機種です
発表によりますと、室内側に設置されたモニター機器から煙が出たという利用者からの連絡が去年からことしにかけて 4 件あり、調査した結果、一部の部品が劣化して温度が上がり、煙が発生していたことが分かったということです。
さらに確認を進めたところ、煙が発生する事故が全国でほかにも 21 件起きていたということです。
パナソニックは、同じ部品が使われている 3 つの機種のうち、2012 年 7 月から 12 月にかけて製造された製品など合わせて 12 万 9700 台余りについてリコールを実施し、無償で点検や交換を行うとしています。
問い合わせ先の電話番号は 0120-878-182 です。
パナソニックは、燃えにくい材料が使われているため火が出る危険はないとしたうえで,
「ご迷惑とお手数をおかけし、深くおわびします」としています。

・「最強」PC ウイルス復活　エモテット、国内でも確認
＜共同通信　2021 年 12 月 2 日＞　https://nordot.app/838872679878721536?c=39546741839462401
　世界で猛威を振るい、最も強力なコンピューターウイルスと呼ばれた「Emotet（エモテット）」が復活したことが２日分かった。国際的な捜査でいったんは制圧されたが、作成方法や運用ノウハウを継承したハッカー集団がいるとみられる。国内でも感染を確認。専門家は今後活動が活発化する恐れがあるとして注意を呼び掛ける。
　セキュリティー企業「LAC」によると、復活したのは 11 月 15 日ごろ。日本国内の組織にも 17 日までに感染を狙った攻撃メールが十数件届き、一部は感染が確認された。
　エモテットは、取引先や知人からの返信を装ったメールを送り付け、添付ファイルを開くと感染する。

・学生の修士論文と表現７割同じ　「盗用」の教授に３年間の研修義務
＜朝日新聞　2021 年 11 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCZ569NPCZPLBJ00F.html
　関西大学は 11 月 30 日、60 代の男性教授の論文１本で盗用を認定した、と発表した。教授だけの名前で投稿した論文の文章の 70%が、教授が主査を務めた学生の修士論文の表現と同じだったという。今後、大学の懲戒規定に基づき、教授への処分を決める。
　関西大によると、論文は 2020 年に大学のウェブ上の論文集に掲載された。今年３月に研究不正に関する窓口に

「論文の内容が、教授が主査を務めた修了生の修士論文の内容と酷似している」という趣旨の匿名の告発があり、大学の調査委員会が調べていた。

聞き取りに対し、教授は「非常に良い論文だったが、論文の著者が自分の名前で発表する意向がないということだったので、自分の単著として公表して形に残したかった」などと説明したという。通常、修士論文は公表されない。原稿の段階では修了生との共同研究と注記していたが、最終段階で消したとしている。

教授は修了生に口頭で許可を得たとしている。ただ、調査委は、論文は修了生との共著とするべきで、それが無理でも修了生の論文を元にしていることを適切に表示するべきだったと判断。注記を消した上で、教授単独の論文として投稿したことは、故意に適切な表示をせず「盗用」にあたると認定した。

関西大は論文の取り下げを教授に勧告したが、応じるかどうかの意思表示がなく、現在も掲載されている。今後の取り扱いについては検討中だという。懲戒処分とは別に、教授に対して今後３年間、研究倫理研修を毎年受講することを義務づけ、従わない場合は研究費の申請、使用を認めないとした。

・三重大の賃金未払いに是正勧告　付属校教員 90 人、数億円か

＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838580251454341120?c=39546741839462401

運営する付属校の教員約 90 人に時間外労働の割増賃金を支払っていなかったとして三重大（津市）が津労働基準監督署から是正勧告を受けていたことが１日、関係者への取材で分かった。未払いは 2004 年から続いていた可能性があり、勧告に基づきこのうち直近２年分を支給する。数億円に上るとみられる。

国立大法人は時間外労働に対する割増賃金を支払う必要があるが、三重大は「教職員給与特別措置法（給特法）」を基に月額給与の 4%に当たる「教職調整額」しか支給していなかった。

三重大の担当者は「教員の多くが県教育から派遣されているため、給特法に基づく規定を適用していた」と釈明した。

◇事故、事件の続報

○日大理事長、脱税容疑で逮捕：

・日大理事長の田中容疑者、辞任の意向

＜産経ニュース　2021 年 12 月 1 日＞

https://www.sankei.com/article/20211201-ETWX4MW5S5J6ZFFXD75AAU5CYY/

所得税法違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された日本大学理事長の田中英寿容疑者（７４）が理事長職を辞任する意向を固めたことが１日、関係者への取材で分かった。同日午後に開かれる予定の緊急理事会で意向が伝えられ、進退について議論されるとみられる。

田中容疑者は先月２９日、所得計１億数千万円を隠して所得税計約５３００万円を免れたとして、同法反容疑で逮捕された。

田中容疑者は昭和４４年に日大を卒業して職員となり、平成２０年には理事長に就任。昨年９月には５選され、１３年間にわたり理事長職を務めていた。大学外では日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）副会長などを歴任した。

・日大の臨時理事会、田中英寿理事長の辞任を承認

＜読売新聞　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211201-OYT1T50231/

日本大学の臨時理事会は１日午後、脱税事件で逮捕された田中英寿理事長（７４）の辞任を承認した。

・田中理事長の退職慰労金を保留　日大理事会、「損害」の被害届提出へ

＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD16RPNPD1UTIL037.html

理事 30 人も辞任届　学長が理事長兼務に

・「あの説明は何だったのか」　学生らに残る不信感　日大理事長辞任

＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD16TNMPD1UTIL038.html

・日大への補助金交付、「厳正な判断が重要」　会見で文科相

＜朝日新聞　2021 年 11 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCZ51YOPCZUTIL00Y.html

日本大学理事長の田中英寿容疑者（74）が脱税容疑で逮捕されたことについて、末松信介文部科学相は 30 日の記者会見で「深刻な事態で、極めて遺憾」と述べ、改めて早急に大学幹部を呼び、徹底した調査と説明責任を果たすよう強く指導する意向を示した。

日大は、現時点で今年度の国からの経常費補助金交付が保留されている。私立各校への補助金の交付を担う日本私立学校振興・共済事業団が配分額を決める予定だが、末松文科相は「極めて厳正な判断がなされることが重要」と指摘し、不交付の措置もあり得ることをにじませた。一方、田中理事長の進退については「まず、日大の中で十分な議論をしていただきたい」と述べるにとどめた。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「労災支給決定等情報提供サービス」を実施します

＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22488.html

～情報提供結果は建設アスベスト給付金の申請書の記載に利用可能～

厚生労働省は、建設アスベスト給付金※の請求手続きの利便性を図るため、労災支給決定等情報の提供サービスを、12 月１日から実施します。

このサービスは、石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定や石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定をすでに受けた方およびそのご遺族を対象としたものです。提供した情報は、建設アスベスト給付金の申請書の記載に利用することができます。

※特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和３年法律第 74 号)第３条の給付金、第９条の追加給付金

■サービスの対象者

建設アスベスト給付金の支給を受けようとする被災者の方やそのご遺族であって、以下の（1）、（2）のいずれにも該当する方

（1）石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定を受けていること

（2）特定石綿ばく露建設業務※に従事したこと

※「特定石綿ばく露建設業務」とは、以下の表左欄の期間における、石綿にさらされる右欄の業務をいいます。

期間	業務
昭和 47 年 10 月１日～昭和 50 年９月 30 日	石綿の吹付作業に係る建設業務
昭和 50 年 10 月１日～平成 16 年９月 30 日	屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

関連情報　※サービスの内容や申請方法等を案内しています。

- 建設アスベスト給付金制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html

---

・転勤拒否で解雇は適法、大阪地裁　NEC 関連の元社員が敗訴

＜共同通信　2021 年 11 月 29 日＞　https://nordot.app/837978162201149440?c=39546741839462401

小学生だった長男の病気や母親の介護を理由に転勤に応じなかったことで懲戒解雇とされたのは不当だとして、NEC ソリューションイノベータ（東京）の元社員が同社に慰謝料 100 万円の支払いや解雇の無効確認を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は 29 日、転勤による著しい不利益はないとして請求を棄却した。

中山誠一裁判長は「(転勤命令は) 業務の効率化や雇用の維持の観点から必要性があった」と判断。転勤拒否を理由とする懲戒解雇も「命令に応じない事態を放置すれば企業秩序を維持できない」として合理性があると指摘した。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22456.html
福島県に対し指示されていた出荷制限の品目のうち、福島県沖（※）において漁獲されたクロソイについて、本日、出荷制限が解除されました。

[大地震対策]
・大地震で帰宅困難「ヒールで足が…」通勤時に備えておきたいこと
＜NHK　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/shutobo/20211201.html

--→ 末尾［付録］

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22521.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の無症状病原体保有者について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22520.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年12月１日版）
＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22512.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・「オミクロン株」国内２人目感染確認 ペルーから入国の 20 代男性
＜NMR　2021 年 12 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013370381000.html
・オミクロン株２例目 政府 ワクチン３回目接種の間隔見直しも検討
＜NHK　2021 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211202/k10013370491000.html
・「オミクロン株」濃厚接触者 都内で新たに４０人余
＜NHK　2021 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20211202/1000073292.html

・アメリカ 韓国でも オミクロン株 26 の国と地域で感染確認
＜NHK　2021 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013369971000.html
・韓国でオミクロン株５人初確認　市中感染懸念、欧州でも
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838695137720434688?c=39546741839462401
・韓国感染者、過去最多の５千人台
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838587736826019840?c=39546741839462401
・EU 域内では無症状または軽症　オミクロン株、44 人感染確認

＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838565042454642688?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」を掲載しました。
＜厚生労働省　2021年12月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年12月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021年12月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

・新型コロナワクチン「3 回目接種」1 日から開始 まずは医療従事者を対象
＜FNN プライムオンライン　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/278450

・英、ワクチン追加接種加速　新変異株備え、1 月末目標
＜共同通信　2021 年 12 月 1 日＞　https://nordot.app/838517840373071872?c=39546741839462401

・メルクのコロナ飲み薬、近く正式許可へ　臨床試験で入院死亡リスク減
＜朝日新聞　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD12GJSPD1UHBI00B.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・WHO、日本の対応「理解困難」　ウイルスは国籍見ないと批判
＜共同通信　2021 年 12 月 2 日＞　https://nordot.app/838887022488289280?c=39546741839462401

・一律の渡航禁止「逆効果」　ＷＨＯ、オミクロン株で警告
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021120100304&g=int
****

[3] ***特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給規則***

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第318号）

［官報］　令和 3 年 12 月 1 日　本紙　第 627 号　2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201h00627/20211201h006270002f.html

〇あらまし

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第318 号）（厚生労働省）

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年一二月一日とすることとした。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに

公布する。

御　名　　御　璽

令和３年12月１日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第318号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年十二月一日とする。

厚生労働大臣　　後藤　茂之

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令（政令第319号）

［官報］　令和３年12月１日　本紙　第627号　2～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201h00627/20211201h006270002f.html

○あらまし

◇特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令（政令第319号）（厚生労働省）

１　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員二〇人以内で組織すること等とした。（第一条関係）

２ 委員及び臨時委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること等とした。（第二条関係）

３ 委員の任期は、二年とすること等とした。（第三条関係）

４ 審査会に会長を置き、委員の互選により選任すること等とした。（第四条関係）

５ 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とした。（第五条関係）

６ 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とした。（第六条関係）

７ 審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において処理することとした。（第七条関係）

８ この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第八条関係）

９ この政令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年12月１日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第319号

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会令

内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

２ 審査会に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３ 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命す

る。
２ 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
（委員の任期等）
第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２ 委員は、再任されることができる。
３ 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。
４ 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
５ 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
（会長）
第四条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
２ 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
３ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（部会）
第五条　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２ 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
３ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
４ 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５ 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６ 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
（議事）
第六条　審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
２　審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　前二項の規定は、部会の議事に準用する。
（庶務）
第七条　審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において処理する。
（審査会の運営）
第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この政令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）
２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第五十七号から第百九十五号まで」を「第五十八号から第百九十六号まで」に改め、第百九十五号を第百九十六号とし、第五十七号から第百九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五十六号の次に次の一号を加える。
五十七　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十条第一項の規定による交付金
（厚生労働省組織令の一部改正）
３　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。第七条第二項中「及び第八号」を「に掲げる事務（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）、同項第八号」に改め、「監督に

関すること」の下に「並びに特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金及び特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の庶務に関すること」を加える。

第六十三条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金に関すること。

三　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の庶務に関すること。

第七十条第二号中「監督に関すること並びに」の下に「労災管理課及び」を加える。第七十一条第七号中「措置に関すること」の下に「並びに労災管理課の所掌に属するもの」を加える。

財務大臣　　鈴木　俊一
厚生労働大臣　　後藤　茂之
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（厚生労働省令第 187 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 1 日　本紙　第 627 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201h00627/20211201h006270003f.html

○厚生労働省令第 187 号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二条第一項第二号及び第三項第二号、第四条第一項第一号ロ並びに第十二条第二項の規定に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則

（法第二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第一条　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、屋根を有し、側面の面積の半分以上が外壁その他の遮蔽物に囲まれ、外気の流入が妨げられることにより、石綿の粉じんが滞留するおそれがあるものとする。

（法第二条第三項第二号の厚生労働省令で定める数）

第二条　法第二条第三項第二号の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主は、法第七条第一項第一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する請求者が法第二条第一項に規定する特定石綿ばく露建設業務に従事していた期間について、その当時において施行されていた労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十六に規定する数以下の労働者を使用する事業を行っていた事業主とする。

（法第四条第一項第一号ロの厚生労働省令で定めるもの）

第三条　法第四条第一項第一号ロの厚生労働省令で定めるものは、じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条第一号から第五号までに掲げる疾病とする。

（法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額）

第四条　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額は、法第三条第一項に規定する給付金又は法第九条第一項に規定する追加給付金から遅延損害金に相当する額を控除した額とする。

附　則

この省令は、法附則第一条に規定する規定の施行の日から施行する。

****

［4］*安全衛生*

◇事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 188 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 1 日　号外　第 270 号　2～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201g00270/20211201g002700002f.html

○厚生労働省令第 188 号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第三十六条の規定に基づき、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年12月１日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（事務所衛生基準規則の一部改正）

第一条　事務所衛生基準規則（昭和四十七年労働省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（適用）
第一条　この省令は、事務所（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（タイプライターその他の事務用機器を使用して行う作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について、適用する。
２　（略）
（騒音伝ぱの防止）
第十二条　事業者は、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、五台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ぱを防止するため、遮音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。
（排水）
第十四条　事業者は、排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及び掃除を行わなければならない。
（便所）
第十七条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。第十七条事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。
一　（略）
二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。
<table><tr><th>同時に就業する男性労働者の数</th><th>便房の数</th></tr><tr><td>六十人以内</td><td>一</td></tr><tr><td>六十人超</td><td>一に、同時に就業する男性労働者の数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数</td></tr></table>三　男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表</td><td>（適用）
第一条　この省令は、事務所（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について、適用する。
２　（略）
（騒音伝ぱの防止）
第十二条　事業者は、カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、五台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ぱを防止するため、しや音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。
（排水）
第十四条　事業者は、排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及びそうじを行なわなければならない。
（便所）
第十七条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。第十七条事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。
一　（略）
二　男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
三　男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。</td></tr>
</table>

の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
六十人以内	一
六十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

四　女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房数
二十人以内	一
二十人超	一に、同時に就業する女性労働者の数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

五・六　（略）

２　（略）

（独立個室型の便所の特例）

第十七条の二　前条第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、同時に就業する労働者の数が常時十人以内である場合は、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所（次項において「独立個室型の便所」という。）を設けることで足りるものとする。

２　前条第一項の規定にかかわらず、独立個室型の便所を設ける場合（前項の規定により独立個室型の便所を設ける場合を除く。）は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

一　独立個室型の便所を除き、男性用と女性用に区別すること。

二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。同時に就業する男性労働者の数 便房の数設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて

四　女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

五・六　（略）

２　（略）

（新設）

を超える数	得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

三　男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

四　女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十乗じて得た数を同時に就業する女性労働者の数から減じて得た数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

五　便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

六　流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

（睡眠又は仮眠の設備）

第二十条　（略）

２　事業者は、前項の場所には、寝具その他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

第二十条　（略）

２　事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

第二条　事務所衛生基準規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（照度等）
第十条　事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室については、この限りでない。
<table>
<tr><td>作業区分</td><td>基準</td></tr>
<tr><td>一般的な作業</td><td>三百ルクス以上</td></tr>
<tr><td>付随的な事務作業</td><td>百五十ルクス以上</td></tr>
</table>
２・３　（略）
</td><td>
（照度等）
第十条　事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。
<table>
<tr><td>作業区分</td><td>基準</td></tr>
<tr><td>精密な作業</td><td>三百ルクス以上</td></tr>
<tr><td>普通の作業</td><td>百五十ルクス以上</td></tr>
<tr><td>粗な作業</td><td>七十ルクス以上</td></tr>
</table>
２・３　（略）
</td></tr>
</table>

（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
目次
第一編・第二編　（略）
第三編　衛生基準
第一章～第六章　（略）
第七章　清潔（第六百十九条－第六百二十八条の二）
第八章・第九章　（略）
第四編　（略）
附則
（刃部の掃除等の場合の運転停止等）
第百八条　事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。
２～４　（略）
（乾燥設備の構造等）
第二百九十四条　事業者は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。
ただし、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。
一～六　（略）
七　乾燥設備の内部は、掃除しやすい構造のものとすること。
八～十一　（略）
（乾燥設備の使用）
第二百九十六条　事業者は、乾燥設備を使用して作業
</td><td>
目次
第一編・第二編　（略）
第三編　衛生基準
第一章～第六章　（略）
第七章　清潔（第六百十九条－第六百二十八条）
第八章・第九章　（略）
第四編　（略）
附則
（刃部のそうじ等の場合の運転停止等）
第百八条　事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。
２～４　（略）
（乾燥設備の構造等）
第二百九十四条　事業者は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。
ただし、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。
一～六　（略）
七　乾燥設備の内部は、そうじしやすい構造のものとすること。
八～十一　（略）
（乾燥設備の使用）
第二百九十六条　事業者は、乾燥設備を使用して作業
</td></tr>
</table>

を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一　危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部を掃除し、又は換気すること。

二～六　　（略）

（便所）

第六百二十八条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

一　　（略）

二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
六十人以内	一
六十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

三　男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
三十人以内	一
三十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

四　女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房の数
二十人以内	一
二十人超	に、同時に就業する女性労働者の数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

五・六　（略）

２　（略）

を行なうときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一　危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部をそうじし、又は換気すること。

二～六　　（略）

（便所）

第六百二十八条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

一　　（略）

二　男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。

三　男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。

四　女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

五・六　（略）

２　（略）

（独立個室型の便所の特例）

第六百二十八条の二　前条第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、同時に就業する労働者の数が常時十人以内である場合は、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所（次項において「独立個室型の便所」という。）を設けることで足りるものとする。

２　前条第一項の規定にかかわらず、独立個室型の便所を設ける場合（前項の規定により独立個室型の便所を設ける場合を除く。）は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

一　独立個室型の便所を除き、男性用と女性用に区別すること。

二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

三　男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

（新設）

四　女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する女性労働者の数から減じて得た数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

五　便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

六　流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

第六百三十四条　削除

（貸与建築物の便所）

第六百七十七条　建築物貸与者は、貸与する建築物に設ける便所で当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、第六百二十八条第一項各号及び第六百二十八条の二に規定する基準に適合するものとするようにしなければならない。この場合において、労働者の数に応じて設けるべき便房等については、当該便所を共用する事業者の労働者数を合算した数に基づいて設けるものとする。

（救急用具の内容）

第六百三十四条　事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

一　ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬

二　高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬

三　重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

（貸与建築物の便所）

第六百七十七条　建築物貸与者は、貸与する建築物に設ける便所で当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、第六百二十八条第一項各号に規定する基準に適合するものとするようにしなければならない。この場合において、労働者の数に応じて設けるべき便房等については、当該便所を共用する事業者の労働者数を合算した数に基づいて設けるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和四年十二月一日から施行する。

****

[5] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年11月26日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年11月26日＞
http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/flazasulfuron/index.htm
****

[6] *食品安全衛生関係*

◇食品安全情報（化学物質） No.24 (2021)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021年11月25日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202124c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。
****

[7] *温暖化対策関係*

◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業省・環境省告示第５号）

［官報］ 令和３年12月１日　本紙　第627号　7～8頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201h00627/20211201h006270007f.html

〇経済産業省・環境省告示第５号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、令和三年経済産業省・環境省告示第二号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件）の全部を次のように改正する。

令和３年12月１日　　経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気のＩキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

（平成三十年度における係数）

第一条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、平成三十年度において使用された他人から供給された電気のＩキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・五二一、〇・五〇〇又は〇・四八八とする。

（令和元年度における係数）

第二条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和元年度において使用された他人から供給された電気のＩキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用

に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四八八又は〇・四七〇とする。

（令和二年度における係数）

第三条　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和二年度において使用された他人から供給された電気のＩキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

２　前項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

３　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四七〇とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇生態系破壊で回復が不可能な炭素 1391 億トン　熱帯林や泥炭湿地

＜朝日新聞　2021 年 11 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCY5SY8PCVPLBJ001.html

気候変動の進行を食い止めるため「絶対に壊してはいけない生態系」を国際研究チームが分析した。こうした場所は世界各地に広がり、貯留する炭素は約 1391 億トンと推計。ここから大量の炭素を放出してしまうと、対策が急がれる 2050 年までの間には回復させられないという。

温室効果ガスの二酸化炭素（CO2）は、化石燃料の燃焼などだけでなく、森林破壊や火災、乾燥化に伴って、森や土壌からも放出される。特に、原生林や泥炭湿地、マングローブは炭素が集中。ここを壊すと回収まで数世紀かかるという。チームは、こうした地域を優先的に保護する必要があるとしている。

米 NGO「コンサベーション・インターナショナル」やドイツの「ポツダム気候影響研究所」などのチームは、人工衛星による測定などで、こうした「回復不可能な炭素」を推定。南米アマゾン（約 315 億トン）、東南アジア（約 131 億トン）のほか、アフリカのコンゴ盆地や、北米の北西部、西シベリアなどに多かった。CO2 に換算すると、18 年の世界の排出量の 15 倍以上にもなった。

一方で、11 年から 19 年の…

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度食品安全モニターの募集について

＜内閣府　2021 年 12 月 1 日＞　http://www.fsc.go.jp/monitor/bosyu/2022monitor-bosyu.html

---

[調査結果]

◇結果の概要―令和２年度地方教育費調査（令和元会計年度）確定値の公表

＜文部科学省　2021 年 12 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbbac4slYeVpwbK

****

[9] ***その他省庁発表***

◇共同利用・共同研究拠点（公立大学、私立大学）の中間評価結果（令和３年度実施）

＜文部科学省　2021 年 12 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbbac4slYeVpwbJ

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　12月3日

＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）その他

・第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について

12月３日

＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22390.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）その他

・科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会（第16回）の開催について

12月10日

＜文部科学省　2021年12月1日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbbac4slYeVpwbG

1. 関係機関における第3期中期計画の報告について
2. 共進化実現プログラム（第2フェーズ）の進捗報告について（※非公開、傍聴不可）
3. その他（※非公開、傍聴不可）

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会議事録（2021年10月11日）

＜厚生労働省　2021年12月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22516.html

(1) 「指定成分等含有食品による健康被害報告への対応ワーキンググループ」設置要綱の一部改正について

(2) 「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項」等について（報告）

(3) 遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出等の状況（報告）

(4) その他

****

[11] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021年12月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211201_10.html

---

・秋田県横手市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内１例目）に係る搬出制限の解除について

＜農林水産省　2021年12月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211201.html

---

◇***薬物関係***

・薬物乱用対策

＜厚生労働省　2021年12月1日＞

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/kaigi/index.html

---

◇***その他***

・大学ファンド、研究力アップの切り札か　世界ランク低迷、資金面で大差　国が１０兆円拠出、数校を支援へ

＜朝日新聞　2021 年 11 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15127562.html
世界トップレベルをめざす大学を支援する１０兆円規模の大学ファンド（基金）の制度設計が大詰めを迎えている。岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の成長戦略の目玉政策の一つで、「科学技術立国の実現」を後押しする。国際競争力の低下が続く日本の大学の復活につなげられるのか。
　「日本の研究力がいま、低下傾向…

****

[付録]

◇大地震で帰宅困難「ヒールで足が…」通勤時に備えておきたいこと　　上記［1］関係

＜NHK　2021 年 12 月 1 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/shutobo/20211201.html

「ヒールで足が死にました」

ことし 10 月、首都圏を襲った震度 5 強の地震のあと、SNS で見られたつぶやきです。そういえば、今の私の格好もヒールのある靴にスカート。仕事道具でバッグも重くなっています…。
　「『帰宅困難』になったら、働く女性ならではの大変さがありそう」と改めて思った私。
では、どう備え、何を持ち歩けばいいの？徹底的に調べてみました。

ヒールじゃなくてよかった…

今回の取材のきっかけは、ことし 10 月、東京と埼玉で震度 5 強を観測した地震です。
揺れを感じてすぐに向かったのは、職場の記者クラブがある東京都庁。しかし、エレベーターが止まり、職場のある 6 階まで階段で上がらざるを得ませんでした。
　私はたまたまスニーカーを履いていましたが、それでも息絶え絶えの状態に…。
　周りを見ると、ヒールを履いたまま階段を下りていく女性の都庁職員もいました。素直に「ヒールじゃなくてよかった…」と感じてしまいました。

ヒールを履いていたみんな、大丈夫だった？

「みんな、大丈夫だったのかな？」
　地震のあと、ツイッターを見ると、やはり多くの女性が同じ大変さを感じていました。多くの人が「帰宅困難」となって、歩いて帰ったり電車で立ちっぱなしになったりしたからです。
「たまたまヒールで足が死にました」
「最上階までヒールで階段上がってしんどかった」
　「ヒールで筋肉痛になった」

ネットで話題！“20 キロ歩けるパンプス”

そんな中、ツイッターで、あるパンプスが話題になっているのを見つけました。
　「20 キロ歩いて帰宅できるパンプス」と利用者の女性が投稿し、3 万を超える「いいね」が付いていたのです。
パンプスで 20 キロ！？痛くないの？そんなパンプスがあれば、帰宅困難も怖くないかも！
しかし、このパンプスを取り扱っている靴販売店に電話すると、「すべて売り切れ」とのこと。「そんなに人気なんだったら」と、メーカーを取材してみることにしました。

話題のパンプスを履いてみました

このパンプス、東京・新宿区のメーカーが販売している商品で、10 月の地震の 2 日後には、公式通販サイトの注文がふだんの 40 倍に。地震からまもなく 2 か月になる今も、品薄が続いているということです。
担当者に聞くと、このパンプスが生まれたきっかけは、10 年前の東日本大震災でした。帰宅困難になった女性社員が 20 キロ歩いて帰った経験を原点に、「20 キロ歩けるパンプス」をコンセプトにした商品を開発したそうです。
このパンプス、私も実際に履いてみました。かかとで着地したときの、「ガツン！」というヒール特有の衝撃がなく、かかとが沈み込みます。着地したあとに前に蹴り出すときも、靴がクッションになってつま先や指の付け根が痛くありません。
歩きやすさの秘けつは、スニーカーにも使用される高反発の素材を利用したインソールと、ゴム製のヒールだそうです。
アキレス シューズ事業部 中西由佳理さん
「反響の大きさにすごく驚くとともに、防災へのみなさんの関心が高まっているのを感じています。災害時に足

が少し痛くならないだけでも気持ちが違ってくると思うので、そういう面でもサポートできる靴を目指していきたい」

東日本大震災をきっかけに、スニーカーで通勤する人が増えたと言われていますが、今回の地震は、改めて女性が足元を見直すきっかけになったのかもしれません。

女子小学生が考えた“防災ポーチ”とは

取材を進めていくうちに、「防災ポーチ」を作った女子小学生がいることを知りました。

作ったのは、練馬区を中心に活動するガールスカウトの小学生たちです。帰宅困難になったときに役立つものは何かを考えて、ひとつのポーチにまとめたのです。

このポーチは、公民館などで配られる子ども新聞で紹介したほか、地域のイベントで実際に販売されたこともあります。その中身です。

カイロやばんそうこう、常備薬といった通常の防災用品に加え、女子ならではの視点もあります。

例えば、鏡。理由は、避難先でも、身だしなみが気になるから。

そして、ホイッスル。危険な目に遭ったときに助けを呼べるようポーチの中に入れたそうです。

なるほど。それぞれ、災害が起きたときのことを真剣に想像してポーチの中身を考えたことがわかります。自分が何を持ち歩けばいいのかは、それぞれ置かれた状況で考えるといいのだと思いました。

「動画で地震の様子を見たときに、必要だと思ったことを入れました。」

「ポーチがあれば安心できるし、いつでも楽しくいられると思います。みんなにも作ってほしい。」

“防災のプロ”に聞いてみると

女性が持ち歩いた方がいいものを、「防災のプロ」にも聞いてみました。日本防災士会の理事の正谷絵美さんです。

持ってきたのは、大きなリュック。

「ここまでしないといけないのか…」とたじろぎますが、そうではないと言います。必要なのは、ガールスカウトの子どもたちのように、自分が被災した姿を想像することだと強調しました。

日本防災士会 理事 正谷絵美さん

「実はたくさんの物を持ち歩く必要はないと思います。自分に必要なもの、自分に合ったものが何か、普段から考えておくことが大切なんです」

帰宅困難の意外な課題はスカート！？

例えば、数々の被災地を回ってきた正谷さんが、バッグに入れているもののひとつがあります。それは薄手のジーンズ柄のスパッツでした。

その理由は、一時的に身を寄せる施設で、スカートを履いた女性が、座りにくそうにしていたからです。

「スカートで座ると、中が見えてしまうので、困ってしまいます。座れずに立ち続けると、体力を消耗してしまいます」

しかし、そこで「ふだんからズボンを」とならないのが、正谷さん流。おしゃれも諦めず、スパッツを一枚持つだけで、気が楽になるといいます。

防災の秘けつ「自分に合ったものを」

最後に、正谷さんが、女性にふだんから持ってほしいもののリストをまとめてもらいました。このリストも参考に、ふだんの持ち物を考えてほしいと言います。

「例えば、今スカートを履いて地面に座ったら、水がなくなったら、どうなるのか。いろいろとリストがあると思うんですが、それをすべて揃えるのではなくていいと思います。自分自身が何か備えているだけで安心感が違いますので、ちょっとした心の支えや余裕を持てる準備を進めてほしい」

「正谷さんおすすめの持ち歩いてほしいものリスト」

- ☐ スマートフォンのモバイルバッテリー
- ☐ 水の入ったペットボトル
- ☐ 食べ物（ようかんがイチオシ、あめ玉、日持ちする菓子パンもおすすめ）
- ☐ 緊急用の簡易トイレ（トイレにかぶせて使用し、水分を含むと固まるもの）
- ☐ 大人用オムツ（トイレ対策に）
- ☐ ティッシュ

☐ ハンカチ
☐ 生理用品
☐ 常備薬
☐ 除菌シート
☐ マスク（新型コロナ感染防止対策や崩れたメイク隠しにも）
☐ 小銭（キャッシュレスは災害時に使えない可能性も）
☐ カイロ（貼るタイプがオススメ。夏は熱中症予防の塩分タブレットに交代）
☐ 替えのコンタクト
☐ メガネ
☐ 手袋やニットの帽子
☐ 薄手のスパッツ（スカートで出かけるとき）
☐ 運動靴（畳めば薄くなるもの）
☐ 着替えの服
☐ 雨具（傘と雨がっぱ）
☐ 歯ブラシ
☐ ネックピロー（避難所で何日か過ごすときに欠かせない）
☐ 家族写真と手紙（災害時に自分の気持ちを励ますため）

********** 以上 **********